



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2025年2月28日（金）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 中川、青木
内線 5031、5032
ダイヤルイン 052-954-6165

ー 消費者トラブル情報 ー

＜あいちクリオ通信 2025年2月号（No. 440）＞

宅配便業者等を装う偽のSMS・メールに御注意！ ～危険なフィッシングの可能性あります～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、偽のSMS（ショートメッセージサービス）やメールによるフィッシングに関する相談が寄せられています。

フィッシングとは、通販サイトやクレジットカード会社、宅配便業者、携帯電話会社、公的機関等を装って偽のSMSやメールを送り付け、クレジットカード番号やID、パスワード等の個人情報を入力させてだまし取るもので、入力した個人情報が不正に利用され、身に覚えのない請求を受けるケースがあります。

相談事例

- 宅配便業者から「不在のため荷物を預かっている」という SMS が届いた。そこに記載された指示に従って、クレジットカード番号やセキュリティコードを入力したが、その後も荷物は届かなかった。後日、身に覚えのないクレジットカード決済があった。

アドバイス

- 偽SMS・メールに記載されるメッセージの例は、次のようなものです。
 - ・ 通販サイト、フリマサイト：「支払方法に問題がある」「不正利用が確認された」
 - ・ クレジットカード会社、金融機関：「カードの不正な取引があった」
 - ・ 宅配便業者：「不在のため荷物を持ち帰った」
 - ・ 携帯電話会社：「料金の未納がある」「通信サービス停止をお知らせします」
 - ・ 公的機関：「税金の滞納がある」
- 普段よく利用する事業者からのSMSやメールに見えても、フィッシングの手口かもしれません。記載されたURLには安易にアクセスせず、正規のURLやアプリから改めてアクセスするようにしましょう。
- フィッシングサイトにアクセスしてしまっても、クレジットカード番号、セキュリティコード、ID、パスワード等の個人情報は絶対に入力せず、もしも入力してしまった場合には、すぐにID、パスワード等を変更し、クレジットカード会社等へ連絡しましょう。
- 日頃からセキュリティソフトを活用し、また、ID、パスワード等の使い回しはしないようにしましょう。さらに、クレジットカードやキャリア決済の利用明細は必ず確認しましょう。
- 不安や疑問に思った場合や、トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン ☎188」に相談してください。

◇ 消費者ホットライン ☎ 1 8 8 （いやや！）

※ 身近な消費生活相談窓口につながります。